茨城工業高等専門学校創立50周年記念事業実施委員会規則

平成24年1月31日 制 定

(設置)

第1条 茨城工業高等専門学校は、創設50周年を迎えるに当たり、茨城工業高等専門学校の原点を 再確認しつつ、社会の発展に貢献できる有為な人材育成を更に進化させる決意を持って、創立50 周年記念事業(以下「事業」という。)を円滑に実施するため、茨城工業高等専門学校創立50周 年記念事業実施委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業の企画、立案及び実施に関すること。
 - (2) その他事業の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 校長
 - (2) 副校長(教務主事)、副校長(学生主事)及び副校長(寮務主事)
 - (3) 副校長(専攻科長)、副校長(地域連携・評価)及び副校長(総務)
 - (4) 学科長
 - (5) 事務部長
 - (6) 総務課長及び学生課長
 - (7) 同窓会から推薦された者 1人
 - (8) 後援会から推薦された者 1人
 - (9) その他校長が必要と認めた者
- 2 前項に掲げる委員は、校長が任命又は委嘱する。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副校長(教務主事)がその職務を代行する。 (定足数及び議決方法)
- 第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (専門部会)
- 第6条 委員会は、事業を推進するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

- 第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (事業の実施)
- 第8条 事業は、全教職員が協力して実施するものとする。 (事務)
- 第9条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

- 第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。 附 則
- 1 この規則は、平成24年1月31日から施行する。
- 2 この規則は、事業の終了をもって廃止する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。